

**令和2年度就学援助制度の申請受付について**

小樽市では、お子様が学校で楽しく勉強できるよう、経済的な理由で学用品や給食費などの負担が困難な世帯に援助をしています。新型コロナウイルス感染症の感染防止による臨時休業期間の延長を考慮し、令和2年4月1日付けの認定とする申請書の提出期限を延長することといたしました。提出をお忘れの方や収入状況が急変された世帯など援助を希望される方は、下記の内容をご覧の上、学校又は教育委員会へ申請書を提出してください。申請書については、市内小中学校及び教育委員会に配備しております。

**1. 援助の対象となる方**      **申請は毎年度必要です。**

小樽市立の小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者で、次の申請理由1～9のいずれかに該当する方

- ※ 小樽市内に住所を有し、私立の小・中学校に在籍している方も対象となります。
- ※ 生活保護費を受給している場合、申請の必要はありません(修学旅行費、医療費のみ支給)。

- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 1. 生活保護が停止又は廃止になった。 | 2. 市民税が非課税又は減免となっている。 |
| 3. 個人事業税が全額減免されている。 | 4. 固定資産税が減免されている。     |
| 5. 国民年金保険料が減免されている。 | 6. 国民健康保険料が減免されている。   |
| 7. 児童扶養手当を受けている。    | 8. 生活福祉資金の貸付を受けた。     |

上記のいずれにも該当しない方であっても、収入が基準額以内であれば認定となります。

9. その他、経済的に困窮している。
- ※ 住民税課税台帳の収入額を基に審査します。  
平成31年度課税台帳（平成30年中の収入額）  
又は  
令和2年度課税台帳（平成31年中の収入額）

**申請理由に応じて証明書類の添付が必要となります。**

**2. 申請方法**

「令和2年度就学援助費申請書(兼世帯票)」に必要事項を記入し、証明書類を添付して提出してください。

提出先 (いずれか1か所)	提出期限
・在籍する小・中学校 ・教育委員会学校教育支援室	令和2年6月30日(火)

※上記の提出期限を過ぎて申請する場合も随時受付しておりますが、申請された月からの認定となり、援助費も認定後の額になるほか、援助費目によっては支給対象とならない場合があります。

<問合せ先>

〒047-0024 小樽市花園5丁目10番1号  
小樽市教育委員会 学校教育支援室 教育推進グループ  
TEL 32-4111 (内線 526) FAX 33-6608